

改正

平成18年12月21日条例第71号

平成20年7月1日条例第46号

新潟市しろね大凧と歴史の館条例

(設置)

第1条 白根大凧合戦並びに白根地区の歴史及び文化を広く内外に紹介するとともに、市民文化の向上に資するため、新潟市しろね大凧と歴史の館（以下「館」という。）を新潟市南区上下諏訪木1770番地1に設置する。

(事業)

第2条 館は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 白根地区の歴史、文化及び国内外の凧に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 白根大凧合戦及び白根地区の歴史、文化等の情報の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館の目的を達成するために必要な事業

(施設及びその利用)

第3条 館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 常設展示室
 - ア 凧展示コーナー
 - イ 歴史展示コーナー
 - ウ 凧工房
 - エ 風洞実験室
- (2) 大凧ホール
- (3) 3D映像室
- (4) 特別展示室
- (5) 会議室

2 特別展示室及び会議室並びにこれらの設備は、前条の事業に支障のない範囲において、歴史、文化又は凧に関する活動等の利用に供することができる。

(休館日)

第4条 館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 毎月の第2水曜日及び第4水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- (2) 12月28日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可)

第6条 第3条第2項に規定する利用（以下「施設等の利用」という。）をしようとするもの、又は資料について撮影、模写、模造又は熟覧をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 館の施設、設備又は資料を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、館の管理上支障があると認められるとき。

(観覧料等の徴収及びその額)

第8条 市長は、常設展示室における展示（以下「常設展示」という。）を観覧しようとするものから別表第1に掲げる観覧料を徴収する。

2 市長は、特別の展示又は特別の催しを観覧しようとするものから、その都度定めた観覧料を徴収する。この場合において常設展示の観覧料は、無料とする。

3 市長は、施設等の利用の許可を受けたものから、別表第2に掲げる施設等使用料を徴収する。

(観覧料等の徴収の時期)

第9条 観覧料は観覧するときに、施設等使用料は施設の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は特別の理由があると認める場合は、別にその観覧料及び施設等使用料（以下「観覧料等」という。）の納付期日を定めることができる。

(観覧料等の免除)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、観覧料等の全部又は一部を免除

することができる。

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料等は還付しない。ただし、市長が第14条第2項の規定により処分をした場合
その他市長が特別の理由があると認める場合は、その観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第12条 館に入館したもの（以下「入館者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 資料に触れること。
- (2) 資料の近くで万年筆、ボールペン等を使用すること。
- (3) 資料の撮影、模写又は模造をすること。
- (4) 指定する場所以外の場所で喫煙又は飲食をすること。
- (5) 飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (6) 他の者に迷惑を与える行為
- (7) 火気を使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が館の管理上支障があると認める行為

(許可の条件)

第13条 市長は、この条例の規定による許可に館の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは館からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたもの

2 市長は、館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、入館者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(許可外の利用の禁止)

第15条 この条例の規定による許可を受けたものは、その許可を受けた目的以外の目的に利用し、

又は第三者に利用させてはならない。

(原状回復)

第16条 入館者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 施設等の利用を終了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 行為の中止を命じられたとき。
- (4) 退去を命じられたとき。

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命じることができる。

(損害賠償)

第17条 入館者は、館の施設、設備又は資料を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に館の管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第19条 館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、館の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 館の平等利用が確保されること。
- (2) 館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 館の利用の許可に関する業務
- (2) 観覧料等の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 第14条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他館の管理上、市長が必要と認める業務

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成18年条例第71号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表第1（第8条関係）

観覧料

区分	観覧料の額（1人1回につき）（円）	
	個人	団体（20人以上）
一般	400	300
小・中・高校生	200	150

備考

1 表中の「小・中・高校生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）で定める小学校、中学校、高等学校、高等専門学校及びこれらに準ずる学校の児童、生徒又は学生をいう。

2 表中の「一般」とは、備考1以外の者で15歳以上のものをいう。

別表第2（第8条関係）

施設等使用料

区分	使用料の額
	（1時間につき）（円）
特別展示室	500
会議室	300

備考

- 1 使用時間には準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。